

特集 2 畜産環境問題の現状と対策

平成11年度畜産経営環境保全予算の概要

農林水産省畜産局 畜産経営課 主任検疫官 井戸將悟

農林水産省では、①家畜飼養頭数に見合った家畜排せつ物処理利用施設の整備、②堆きゅう肥の経営内、耕種農家との連携強化による地域内での有効利用と広域流通体制の整備、③効率的かつ低コストの家畜ふん尿処理技術の開発と普及、④環境保全に係る指導の推進などの対策を基本として各種の施策を実施しています。家畜排せつ物の処理利用に必要な機械施設の整備に対する助成は、国の補助事業、農業改良資金や農林漁業金融公庫資金等の制度資金及び畜産環境整備機構のリース事業により実施されています。

環境保全型畜産確立対策事業(非公共事業)

1. 環境保全型畜産確立対策事業(平成11年度予算額3,125百万円)

適切な家畜排せつ物処理利用の推進による畜産環境問題の解決や耕種サイドにおける地力の維持・増強、有機農産物の生産のための良質な堆きゅう肥の利用を促進するため、家畜排せつ物処理利用のための機械施設の整備等を行います。

(1) 広域畜産リサイクルセンター整備対策(補助率1/2以内)

家畜排せつ物の効率的な処理と堆きゅう肥の流通を促進するため、基幹堆肥化施設と事前に水分調整等を行う予備調整施設からなる広域畜産リサイクルセンターを整備します。
また、生ゴミ等の地域有機質資源を加えた高度化堆きゅう肥生産のための有機質資源活用リサイクルセンターを整備します。

(2) 地域畜産環境整備対策(拡充)(補助率1/2、1/3以内)

家畜排せつ物の適切な処理及び耕種経営との連携による堆きゅう肥利用を推進するための小規模な家畜排せつ物処理利用施設等を整備します。

なお、水質保全に係る規制の強化等に対応するため、特定の湖沼、内海等の閉鎖性水域や水道水源地域等環境規制の厳しい地域、また、クリプトスポリジウム汚染河川等の流入域において事業を実施する場合は補助率を1/2以内に引き上げています。

また、平成11年度から、地域の有機質資源を受け入れ、家畜排せつ物と合わせて堆肥化するために必要な原料受入施設、前処理施設等の整備と併せて既存の堆肥化施設の補改修等整備を行います。

(3) 畜産経営移転促進事業(補助率4/10、1/2以内)

環境保全の観点から酪農又は養豚経営者が集団的な移転を行うのに必要な共同利用家畜飼養施設、飼料貯蔵施設、家畜排せつ物処理・利用機械施設等を整備します。

なお、この事業も地域畜産環境整備対策と同様に、環境規制に厳しい地域において事業を実施する場合は補助率を1/2以内に引き上げています。

(4) 資源有効利用畜産促進対策(拡充)(補助率1/2以内)

ア. 有機質資源循環利用対策(新規)

有機質資源の循環利用を促進するため、家庭等の生ゴミと家畜排せつ物の一体的な堆肥化施設、食品残さ等の飼料化施設、木材くず等の敷料利用施設等の整備

イ. 低環境負荷型畜産システム実用化

堆きゅう肥の敷料利用、浄化处理水の再利用等、低環境負荷型畜産システムの実用化の促進

ウ. エネルギー利用型

メタン発酵、燃焼による発電、固形燃料化等、家畜排せつ物のエネルギー利用の推進等の整備を行います。

2. 環境保全型畜産確立対策推進事業(平成11年度予算額277百万円)

家畜排せつ物処理施設を整備するとともに、畜産環境保全対策に積極的な取り組みを推進する「環境保全型畜産確立対策推進事業」も実施しています。

(1) 環境保全型畜産確立推進指導事業

家畜排せつ物処理利用施設の整備の推進、環境対策の指導強化、畜産経営と耕種経営の連携により堆きゅう肥の流通・利用を促進するため、都道府県における家畜排せつ物処理利用施設に係る整備計画の策定、畜産経営に対する巡回指導、堆きゅう肥利用シンポジウムの開催、堆きゅう肥の成分分析等を行います。

また、畜産のイメージアップをはかるため、「ゆたかな畜産の里」として選定された地区における交流会の開催等を行います。

(2) 家畜排せつ物処理技術実用化調査事業

浄化处理、脱臭処理、良質堆肥化等に関する新しい技術を畜産経営で利用できるようにするため、都道府県の試験場において実用化試験を実施します。

畜産環境整備事業(公共事業)(平成11年度予算額4,894百万円)

畜産環境問題の深刻化に対処するため、家畜排せつ物還元用草地、家畜排せつ物処理施設等畜産生産基盤の整備、周辺環境の整備及び環境負荷源の削減等の対策を一体的に推進し、快適な畜産環境の創出と住民の生活環境保全の推進を図っています。また、平成11年度から、水道水源の上流及びクリプトスポリジウム汚染河川等の流入域において、家畜排せつ物処理施設の整備を促進する特定地域要件の改訂を行います。

1. 畜産経営環境整備事業(補助率1/2、1/3以内)

畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を図るため、家畜排せつ物還元用草地、家畜排せつ物処理施設等の整備を行っています。

2. 畜産環境整備特別対策事業(拡充)(補助率1/2、1/3以内)

都市化・混住化の進展に対処して、地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るため、畜産経営の生産基盤と環境保全林、緑地帯など周辺環境の一体的な整備等を行います。

また、平成11年度から既存工種の要件の拡充、事業受益面積要件の見直し、事業参加者資格者への地方公共団体の追加を行うとともに、家畜排せつ物と地域有機質残さ等を併せて処理する高度処理施設の整備を行います。

3. 畜産地域環境負荷軽減対策事業(補助率1/2、1/3以内)

畜産環境問題の発生を防止し、地域の生活環境改善等を図るため、畜産地域において、水質等に影響を与える過剰な窒素等の削減のための土層改良及び水質等保全施設の整備を行っています。

融資、リース事業

家畜排せつ物の処理利用施設を個人で整備する場合には、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金、畜産環境整備機構による畜産環境整備リース事業があります。

1. 農業改良資金の生産環境改善資金

この資金は、家畜排せつ物を適正に処理するために必要な発酵処理施設、ロックウール脱臭施設、浄化处理施設等の設置に必要な資金を農業者又はその組織する団体に無利子で貸し付けるものです。

2. 農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境保全資金

この資金は、家畜排せつ物処理利用施設の設置、畜産経営移転に必要な畜舎及びこれに附帯する施設の改良、造成、取得する場合に必要な資金を、畜産経営を営む個人又は法人に低利で融資する資金です。

3畜産環境整備リース事業

この事業は(財)畜産環境整備機構が、畜産農家等の希望する家畜排せつ物処理利用等に必要の機械・装置を購入し、当該農家等に一定期間貸付けた後、譲渡する事業です。平成10年度から家畜排せつ物処理施設の付加貸付料は農林漁業金融公庫資金の畜産経営環境保全資金と同じ金利を採用することとなり6月4日現在では、1.7%となっています。

また、新たに、環境規制の厳しい地域における素掘り貯溜、野積みを解消するために堆肥化施設、浄化処理施設等を畜産環境整備リース事業で整備する場合は、機械購入費の1/2を助成する事業を創設しました。